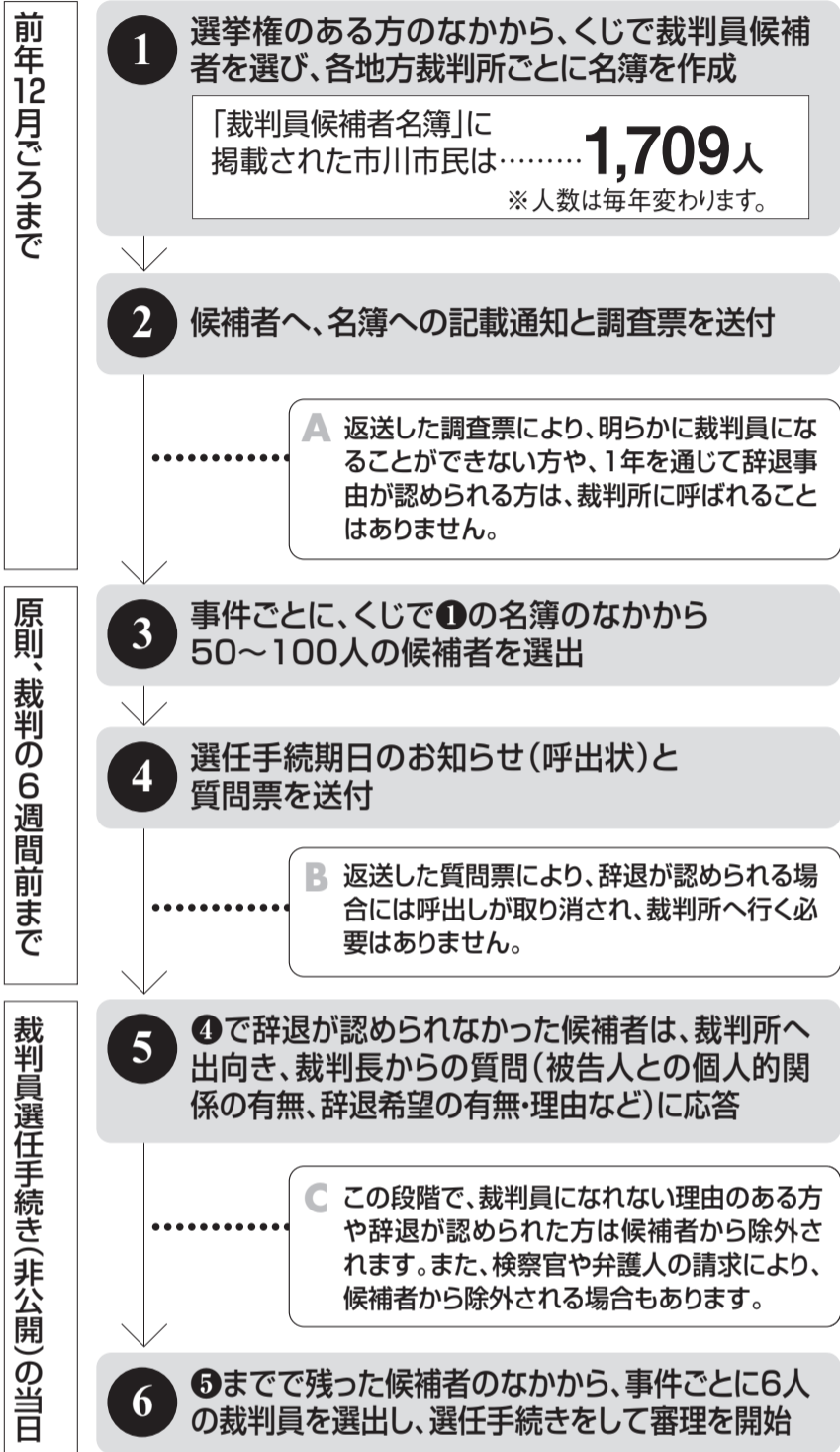


裁判員選任から 審理開始までの流れ



裁判員制度 市民負担軽減のため 市が支援

5月21日、国民のなかから選ばれた裁判員が刑事裁判に参加し、裁判官と共に審理をする「裁判員制度」が始まりました。初めての制度であり、不安や負担を感じる人も多いのではないのでしょうか。そこで、市民の皆さんに制度内容と裁判員として参加する際の市の支援事業をお知らせします。



発行:市川市
編集:企画部広報広聴担当
〒272-8501
市川市八幡1-1-1
☎047-334-1111
FAX047-336-2300
ホームページ
<http://www.city.ichikawa.lg.jp/>

7月11日
2009年(平成21年)
毎月第1～第4土曜日発行
No.1338

市政の動き

- 7/14(火) 下水道事業審議会
- 7/15(水) 市川第2地区 合同パトロール
- 7/18(土) 江戸川・水フェスタ in いちかわ
☎332-8740同実行委員会

「裁判員制度 市民講座」を開催

裁判員選任の仕組みや制度内容を、分かりやすく解説します。また、模擬評議を体験することもできますので、ぜひご参加ください。

内容

- 裁判員制度の概要説明とビデオ上映
- 評議のポイント解説
- 千葉地方裁判所裁判官と来場者による模擬評議
- 質疑応答

日時 8月9日(日)午前10時～午後0時30分

場所 市民会館大ホール

定員 先着900人

問い合わせ ☎704-0280

法務部市民法務担当

※駐車場なし。

●千葉地方裁判所法廷見学会や公民館などでの出前教室も予定していますので、詳しい日程が決まり次第、広報いちかわでお知らせします。

▶千葉地方裁判所の法廷。裁判員は、3人の裁判官を囲み、左右3人ずつ、6人が着席します。

支援事業	対象	問い合わせ
一時保育事業 (平田保育園、北方保育園、大洲保育園、行徳保育園、新田第2保育園、香取保育園で実施)	生後6か月以上～未就学児	保育課
放課後保育クラブ	小学校1～3年生	青少年育成課
介護保険事業における介護サービス利用 (短期入所、通所介護サービスなど)	要介護認定者、要支援認定者	介護保険課
日中一時支援	障害児・者で、市から支給決定を受けている方	障害者支援課
一時介護料助成	●身体障害者手帳(1～3級) ●療育手帳所持者 ●精神保健手帳または医師の診断書がある方	
レスパイトサービス (障害のある方の一時的な介護支援)	サービス提供事業者に登録している方	障害者施設課
障害者施設サービス	18歳以上の知的障害者	

**保育や介護サービスで
裁判員候補者と裁判員を支援**

審理日数はおおむね3日以内と見込まれていますが、たとえ短時間でも、育児や介護で家をあげられないという声も聞かれます。市では、こうした事情があっても裁判員制度に参加したい方へお問い合わせください。

のために、保育や介護に関する相談に応じたり、その利用費を無料にしたりして、支援していきます。なお、利用するには事前申請が必要ですので、詳しくは各課へお問い合わせください。